

京都市教育扶助資金給付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 170 号

京都市教育扶助資金給付規則の一部を改正する規則

京都市教育扶助資金給付規則の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分及び第6条中「区役所支所長」を「担当区長」に改める。

第11条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、「区役所支所長」を「担当区長」に改める。

別記様式注以外の部分中「生活保護法」の右に「による保護」を加える。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)